

令和8年度海の京都ガイド育成支援事業の申請方法及び交付までの流れ

令和8年4月24日

海の京都DMO

1 申請

申請者は、申請期間（4/24～5/29）中に団体の所在のある地域本部（観光協会）に申請書（様式1）を提出する。

2 採択・補助額決定

海の京都DMOは、申請内容を確認し、適当と認める場合は、申請者に対し決定通知書（様式5）及びその他様式（様式2～4）を送付する。

応募多数の場合は、選定基準に従って海の京都DMO内で協議の上、採択する事業を決定する。

3 実施結果報告

申請者は、事業終了後速やかに実施結果報告書（様式3）を団体の所在のある地域本部（観光協会）に提出する。

4 補助額確定

海の京都DMOは、報告内容を確認し、適当と認める場合は、申請者に対し確定通知書（様式6）を送付する。

5 請求

申請者は、確定した補助額を請求書（様式4）により海の京都DMOに請求する。

6 支払

海の京都DMOは、申請者に対して、請求書（様式4）に基づき補助額を交付する。

7 変更手続

申請者は、交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、海の京都DMOとの調整の上、変更申請書（様式2）を海の京都DMOに提出する。

海の京都DMOは、変更申請内容を確認し、適当と認める場合は、申請者に対し変更承認通知書（様式7）を送付する。